

# 第12回子ども・子育て支援等 分科会における主なご意見

### 【実施状況】

- 制度の開始に向けて、事業所や市町村、県における準備期間を考慮して、公定価格や利用料の考え方、その他事務の取扱いに必要な情報は早期かつ具体的に御提示をいただくとともに、きめ細やかなフォローアップや、事務の簡素化・柔軟化も含めて、事務負担の軽減について検討をお願いしたい。
- 全国実施に向けて、月10時間からスタートする方針に対し、準備・調整を進めてこられた関係者の皆様に改めて感謝申し上げます。令和7年度の速報では、全国で提供体制の整備が着実に進みつつあることが示されており、本格実施に向けたスケジュールも丁寧に示されていると思う。
- こども誰でも通園制度の本格実施に向けた検討状況について、前回の分科会にて、自治体や保育者が様々な項目において課題・難しさを感じられている調査結果が示されており、それぞれの懸念がきちんと解消されていることをしっかり確認していただきながら進めていただきたい旨、発言した。この点について、課題などはおおむね解消に向かっていると理解してよいのか、確認させていただきたい。いずれにしても、課題を残したままで本格実施が進行していくことのないよう、丁寧に取り組んでいただきたい旨、改めて申し上げます。

### 【利用時間】

- こどもたちの健やかな育ちは、安心・安全な場で他者と関わる経験の積み重ねから育まれる。まずは月10時間上限で円滑な全国展開を支えていただきつつ、保育の質と人員を確保できることを大前提に、将来的には時間拡充の方向性も視野に入れて、段階的に導入いただくことを希望する。
- こども誰でも通園制度が来年度から本格運用というところで、現在、1人につき月10時間の利用時間となっている。そこにまた面談等々も含まれるということであった。今まで各種園を利用していない保護者層が初めて使う入り口となるというところで、ぜひ10時間というところ、月の中で見ていくと本当に僅かな時間になってくるが、今後、様々ヒアリングや検討を重ねていただきながら、こちらの拡充、例えば週に4時間とか週に6時間みたいな拡充の仕方、月上限何時間というような使い方から、こども誰でも通園制度から本格的にここへ預けてみようかなという移行につながるような動きになっていくことが望ましいのではないかと。
- 令和8年度以降は、利用時間を少々拡大いただきたい。例えば第二子以降を授かりたいとなった場合、不妊治療で通院の拘束時間が長いと聞く。面談で預かりの理由を不妊治療と伺えたなら、少々の延長も支援につなげていただければと思う。
- 資料を拝見して、全国の実施に向けて相当丁寧に準備が進められていると思った。その上で、利用時間については、本日様々な御意見があったと思うが、今の供給体制を考えると、令和8年度以降も、月10時間から、これがやはり堅実なところではないかと思った。ただ、もちろんその先にはずっと10時間というわけではないと思うので、いずれ実施体制が拡充されれば、さらなる時間の延長というもあるかと思う。

### 【公定価格】

- こども誰でも通園制度の円滑な実施、安定的な制度運営に向けた支援について、現行の額では安定的な運営が難しいという事業者からの声を市町村を通じていただいている。公定価格の設定について、十分な額としていただきたい。
- 来年度からの本格実施を半年後に控えている時期であるが、総合支援システム利用者に限られているとはいえ、また、既に実施している施設のお話を聞くにつけ、ここまでの利用者数については、対象となるこどもの数に比べて非常に少ないのではないかという印象を持っている。制度の趣旨は非常にすばらしくて、新しく財源を措置して実施する意義は非常に大きいと思っているが、実際現場では制度の認知度がなかなか上がらず、実施する施設側もまだまだ様子見の状況であるというのは、やはり自治体の取組であるとか施設側のモチベーションに課題があるのではないかと感じている。特に広報であるとか、今もお話があった補助の低さ、この辺りに問題があるように思うので、この点、引き続き、こども誰でも通園制度のほうの検討委員会の中で議論を進め、改善をしていただきたい。
- 公定価格あるいは補助のことが未定になっているというのが今の現状である。私ども市町村については、7月から11月ぐらいにかけて、当初予算に向けて、来年度の予算の準備を進めていくという時期になっている。もう既に10月20日という時期であるので、具体的な補助あるいは公定価格が示されない場合には、準備に支障が起こってくると考えている。そのためにも、補助単価などの金額については早期にお示しをいただきたい。
- 初回面談が義務づけられていることも踏まえて、その費用負担、そもそも基本部分と従量部分を分けて安定的に運営ができるような費用の在り方、単価の在り方を検討していただきたい。
- こども誰でも通園制度について、私もこちらの委員に参画させていただき、また、試行実施にも参加させていただき、この事業のよさというのを身をもって感じている。ただ、来年から本格実施ということでは、供給体制が十分なのか、そういった声も聞かれている。安定して取り組めるよう、公定価格の見直し等も併せてお願いしたい。

### 【面談】

- 利用児と保護者の面談は今、検討になっているが、利用後、その保護者に私たちプロの目でお子さんの様子をお伝えする、これが本当の趣旨であるので、限られた時間の中でお伝えできるように、これが単価の対象になっていないので、実利用時間以外に費やす費用とか労力も含めた単価を設けていただきたい。
- 初回面談の義務づけについて、これはこどもを預かるという観点で大変重要な要素と思っているが、初回面談の義務づけをされるに当たっては、事業者、保育所等の運営に支障が生じないように、面談にかかる費用などについての財政措置については、併せて御検討をお願いしたい。

### 【こども誰でも通園制度の研修及び経過措置】

- こども誰でも通園制度の中で、新たな資格について検討されているという記載があるが、新たな資格ではなく、既存の子育て支援員の研修内容等の見直すことで、必要資格についてこれ以上煩雑にしないという方法がいいのではないかなと思う。
- 新しくこども誰でも通園制度の研修に関する話題が記載されているが、こども誰でも通園制度に特化した新しいコースの設定というところに非常に期待すると同時に、この制度の広がりによって多くの保育人材が新たに携わるところで、この内容を十分徹底していただきたい。あわせて、この中に通常の保育や一時預かり事業とは異なる専門性が求められるという記載がある。ここの整理についても十分に図っていただくと同時に、施設によっては、こども誰でも通園制度と一時預かりを併用して子育て支援に当たっていくところも多いかと思っているので、この併用の可否について、全国で迷いの生じないような御説明をお願いしたい。
- 新たな研修、こども誰でも通園制度についての研修なり経過措置の関係で、これまでの間、市長会として申し上げているのは、待機児童がある市においては、なかなかこども誰でも通園制度まで手を出すことができないというお話をさせていただいている中で、今回、子育て支援員への研修という形の枠を新たに設けることによって、従事される方の確保に向けて御検討いただいているということについては大変ありがたいと思っている。ただ、実際この研修を受けられた方が、今までの従来の部分でもそうだが、修了されている方がどこにどういうふうにいっちゃうかがなかなか市町村では分からないという状況なので、できれば登録制度であるとか、研修を受けられた方がどこにいっちゃうのかということについて把握できる仕組みについてはお願いをしたい。
- こども誰でも通園制度の研修及び経過措置について、こども誰でも通園制度の制度化、本格実施に向けた検討会の取りまとめにおいても両論併記されていたように、本来は保育士などの資格を有する人が保育の担い手となることを基本とすべきと考えている。その上で、子育て支援員研修の活用による保育人材の育成は、現在も有資格者の配置が難しい状況が続く中で、全国的な実施に向けては当面やむを得ない措置なのかなと思うが、保育の質の観点からは、現場の実態を注視しながら、本来目指すべき姿にしていくことが重要と考える。その意味で、前回の当分科会でお示しいただいた調査研究のヒアリング調査結果には、有資格者がそうでないかという観点からの課題抽出や業務負担の状況はあまり読み取れない印象。そういった点も含めて、現場で働く人や保護者の声に耳を傾けていただき、在園児も含めた全てのこどもにとって質の高い保育の確保に向けて、何よりも処遇改善による人材確保を強力に進めていただくよう要望する。

### 【広報】

- 広報について、こども誰でも通園制度の話聞きにいらっしゃる利用者の皆さんから、どういう制度なのですかとよく質問されるが、あまりよく分からないと聞いてくる方がとても多く感じている。情報として行き届いていないことを感じましたので、当施設では、こども誰でも通園制度を利用するに当たって、しおりを作ってお渡ししています。さらに事業者向けでは、実際に困ったことや事前に準備をしておくべきことなども、Q&Aなどの形で紹介されているとよいのかなと感じています。
- こども誰でも通園制度だけではないが、多くの方から、利用者様に情報が届いていないというお話があったかと思う。やはりこども家庭庁様及び各自治体からの積極的な広報によって、こども誰でも通園制度も含めて、こども政策の認知度をしっかり向上して、利用者が使いやすいものにしていく、これが大事ではないか。

### 【その他】

- 家庭でのこどもの虐待等が疑われる場合に、施設と自治体等が連携して対応すべきことが今年3月の手引に記載されているが、我々の保育現場の経験からすると、利用者の中には、施設からこどものあざや傷を指摘されると、次回から同じ施設に行かない、利用しない者、また、あえて連携の取りづらい近隣の自治体の施設へ預け替えをするケース、こういうことが考えられる。そうすると施設側からのそれ以上のアプローチができない。このようなケースに対応するために、在住する自治体の責任を手引によって明確に位置づけて、広域利用の場合でも、虐待が疑われる場合は必要な情報のやり取りを行って、自治体が責任を持ってこどもを守る必要がある。
- 保護者としては保育の質を極めて重視している。現在子育てにおいて必要だと感じている支援のアンケートでも、保育士や教職員の増員・質の向上が約4割と高いニーズで求められており、現場の人的体制、従事者の研修、処遇改善、人員確保の充実が求められていると思う。
- 主にこども誰でも通園制度の話にはなるが、もはや全体、保育行政としては質的・構造的な問題にどう対応していくのかという転換点にございますので、マクロ的な施設の充実という方法だけでなく、物流の世界で言うラストワンマイルを担うような機能が訪問型のサービスの中には含まれているのかなと考えている。普遍的な通園という形ではなく、普遍的な専門性の保育へのアクセスというような観点から、こども誰でも通園制度を訪問型保育も対象としていただければよいお願い申し上げる。
- 令和7年4月より、一般型のこども誰でも通園制度を実施しているが、同じ施設に最低でも週1回、2時間～3時間利用できるような状況がこどもにとってもよい影響をもたらすのではないかと感じている。当施設では、給食や離乳食を保育室で食べることを進めている。友達と一緒に食べる楽しさを味わうことや、保育士と一緒に離乳食を食べることなど、食べることの楽しさや意欲を育めるよい機会と感じている。保護者へ給食や離乳食の情報提供をすることで、家庭での食事に参考にしてもらえている。